

伊達市立月舘学園 いじめ防止基本方針

1 ねらい

「いじめ防止対策推進法」及び「伊達市いじめ防止等に関する条例」を受け、本校におけるいじめ防止基本方針を定める。基本方針に基づき、学校、家庭、地域社会及び市教育委員会を含めた社会全体が一丸となっていじめ防止等に取り組み、児童・生徒の生命・身体を守り、安心して生活し、学ぶことのできる学校づくりを目指す。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、条例第2条で定められているように「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※ 「いじめ」に当たるか否かの判断に当たっては、以下を踏まえることが大切である。

- ① いじめられた児童生徒等の立場に立つこと
- ② いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努めること。
- ③ 特定の教職員で判断することなく、「学校いじめ対策委員会」を活用し、組織的に対応すること。
- ④ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒等の感じる被害性に着目して判断すること。
- ⑤ インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童生徒等がそのことに気付かず心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。

3 いじめの理解

- (1) いじめは人間として絶対に許されない行為である。
- (2) いじめは、どの児童生徒等にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- (3) 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒等が入れ替わりながら被害も加害も経験するものであり、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。
- (4) 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。
- (5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、児童生徒等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察への通報が必要なものもある。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。
- (6) 市、教育委員会、学校、保護者、市民等及び関係機関等が連携し、一丸となっていじめの防止等に取り組むことが大切である。

4 いじめに対する基本的な考え方

- (1) 学びの基礎となる望ましい学級・集団づくりのために
 - ① 一人一人の特性や良さ、学級内での交友関係の把握
 - ② 一人一人の良さや可能性が認められる個を大切にする学級経営
 - ③ 学校と家庭、地域が一体となる協力体制の構築

(2) 豊かな心の育成のために

- ① 道徳教育の充実
 - ・ 道徳科の時間を要として命の大切さや家族愛、感謝の心を育む道徳教育の推進
- ② 特別活動、体験的な活動の充実
 - ・ 望ましい集団活動・体験活動を通して、自主・自律の育成
- ③ キャリア教育の充実
 - ・ 自立した社会人となるための能力・態度の育成
- ④ 生徒指導の充実

(3) 早期発見・早期対応のために

- ① 児童生徒の出すサインを受け止める。
 - ・ 日頃から、SOS の出し方を指導するとともに、教職員と児童生徒、児童生徒相互、教職員相互、保護者と教職員の間に、温かい人間関係を形成する。
- ② スクールカウンセラーの授業参観
 - ・ 学校全体の学級集団の状況や児童生徒の人間関係を把握する。
- ③ いじめに関する実態調査の実施
 - ・ 定期的・計画的な調査を実施する。
 - ・ QUTESTによる孤立状態にある児童生徒及び級友の人間関係の分析・把握に努める。
- ④ 早期指導
 - ・ 親身になって話を聞き、いじめられている児童生徒の悩みを受け止め、支える。
 - ・ いじめた児童生徒に対しては、毅然とした態度で指導する。
 - ・ 担任が一人で抱え込まないで、校長・教頭へ報告し、いじめ対策チーム会議を通して、全職員で組織的に対応する。

(4) いじめ発生時の対応（早期解決に向けて）

- ① 事実関係の把握と情報の共有化
- ② 緊急度の判断（自殺防止の徹底）
- ③ 解決の方策・手立て（指導・支援）の検討
- ④ 校内の支援体制と保護者との連携
- ⑤ 関係機関との連携
 - ア 教育委員会との連携
 - ・ 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法、関係機関との調整
 - イ 警察との連携
 - ・ 心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・ 犯罪等の違法行為がある場合
 - ウ 福祉関係との連携
 - ・ SC、SSW等の活用
 - ・ 家庭の養育に関する指導・助言、家庭での児童生徒の生活・環境の状況把握
 - エ 医療機関との連携
 - ・ 精神保健に関する相談、精神症状についての治療・指導・助言

(5) 重大事態発生時の対応

- ① 重大事態とは…いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ② 重大事態が発生した場合は、教育委員会に迅速な報告をする。
- ③ SC、SSW等の専門的知識を有する者、保護者代表のほか、第三者からなる組織を設け、調査を行い、適切な対応を行う。
- ④ 各関係機関と連携をとりながら、適切な対応を行う。

(6) いじめ対策のための組織

① いじめ対策チーム会議

ア 定例会

- ・ 毎月1回程度、委員会を開催し、児童の状況について、情報の共有化を図る。

イ 問題発生時

- ・ 速やかにいじめ対策チーム会議を開き、全職員で組織的に対応する。
- ・ 場合によっては、関係機関や保護者、第三者を加えた委員会を設置する。

② 年間計画

月	活 動 計 画	
4	・ 基本方針・計画等の確認 ・ 児童・生徒の状況についての情報の共有化 ・ いじめに関する共通理解 ・ 児童・生徒に対する適切な支援の検討 等 ○学級開き・学級ルールづくり ○保護者への説明・啓発	○ 学 校 い じ め 対 策 委 員 会 （ 毎 月 一 回 ）
5	○行事等を通じた人間関係づくり（通年） ○児童生徒の観察、児童生徒に対する適切な支援（通年）	
6	○QUTテストの実施 ・ 個に応じた適切な支援計画・実践 ○生活や心に関するアンケート調査 ・ 児童生徒の実態把握 ・ 教育相談（児童生徒）	
7	○夏休みの過ごし方の指導 ○1学期の教育活動の反省 ・ 改善案の検討	
8	○生活の仕方の確認・指導	
9	○行事等を通じた人間関係づくり	
10		
11	○生活や心に関するアンケート調査 ○教育相談（児童生徒）	
12	○個別面談（保護者） ○2学期の教育活動反省 ○冬休みの過ごし方の指導 ・ 改善案の検討	
1	○学校評価アンケート実施 ○学校評価の分析・考察	
2	○個に応じた適切な支援 ○学校評価結果の公表	
3	○1年間の反省・次年度の計画 ○春休みの過ごし方の指導	

(7) 評価と改善

- ① いじめ対策チーム会議において、児童生徒に関する情報を共有するとともに、適切な対応・支援の仕方を検討する。
- ② 各学期末にいじめ防止基本方針についての評価・反省を行い、教育課程編成会議において、改善案を検討する（PDCA サイクル機能の活性化）。
- ③ 年度末に学校評価のアンケートを行う。アンケートにはいじめに関する項目を入れ、教職員の他、児童生徒、保護者にも行う。その結果について、職員会議において考察し、改善・対応策を検討する。
また、評価結果を、PTA全体会や学校評議員会等で報告（公表）し、出された意見を次年度に生かす。

5 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通して行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう児童生徒、保護者に必要な啓発活動を行う。

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン、タブレット端末を利用して、特定の児童生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板等へ書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

(2) 未然防止のために

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導・管理が不可欠である。ネット上のいじめを防止するために保護者と連携を密にし、協力し合いながら指導を行う。

① 情報モラル指導

- ア ネット上に発信した情報は、世界中の不特定多数の人にすぐに伝わる。
- イ 匿名にしても、書き込みをしたものは特定できる。
- ウ ネット上の情報には有害・違法なものも含まれている。
- エ 書き込みが原因で、予期せぬトラブルが発生したり、他人を自殺に追い込んだりするなどの重大事件に発展する場合もある。

② 家庭における留意点

- ア 児童生徒のパソコンや携帯電話の操作等を第一義的に管理するのは保護者である。携帯電話・スマートフォンを持たせる必要性について家庭で十分に検討し、与える場合は約束をつくること、フィルタリングをかけるなどの手立てをとる。
- イ スマートフォンは、知らない間に個人情報流出することがあるという特有のトラブルが発生していることを認識する。
- ウ ネット上のいじめは、深刻な影響を与えていることを認識する。

(3) 早期発見・早期対応のために

不適切な書き込みや画像の削除のしかたやチェーンメールへの対応等を児童生徒、保護者へ周知する。

① 不適切な書き込みや画像の削除

被害拡大を防ぐためにも専門機関へ相談し、迅速に削除する。

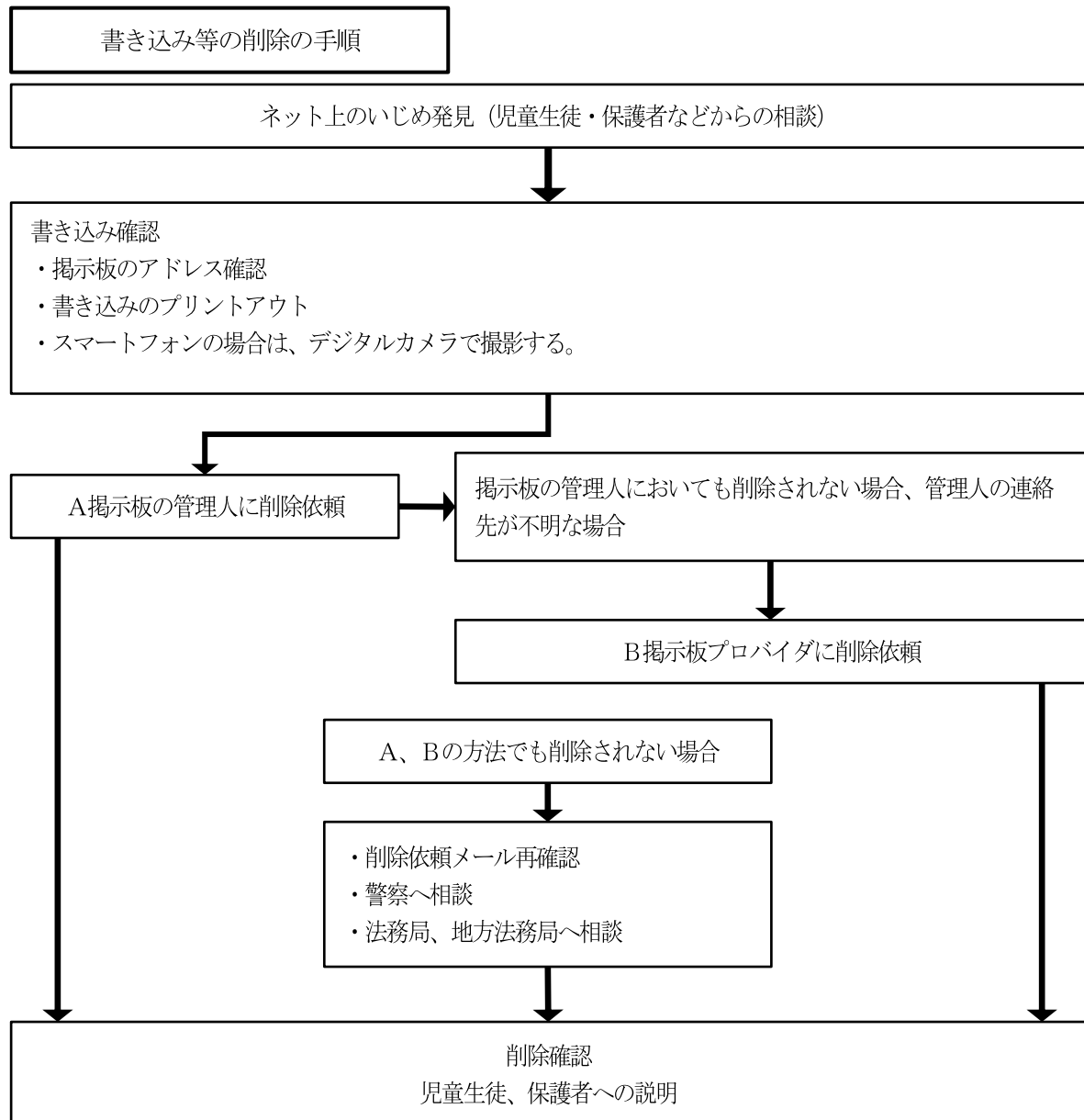
【指導のポイント】

- ・ 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にあたり、決して許される行為ではない。
- ・ 匿名で書き込みができるが、書き込みをした人は必ず特定される。
- ・ 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙される。

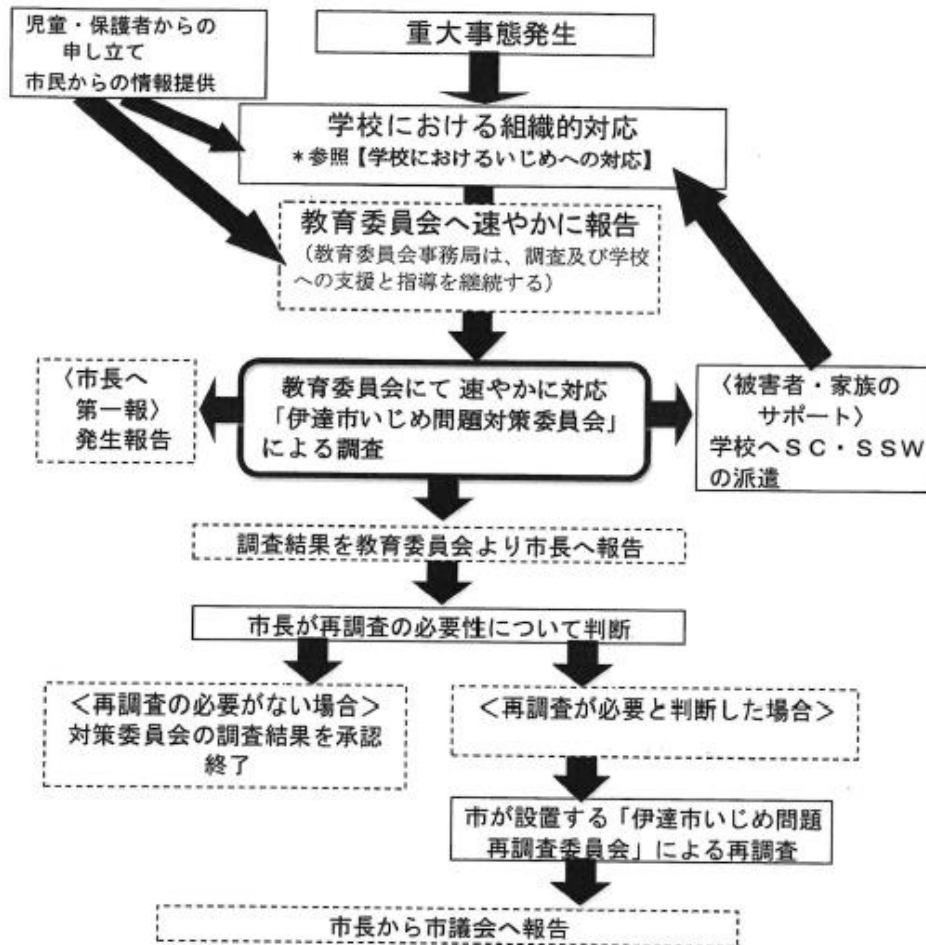
② チェーンメールの対応

【指導のポイント】

- ・ チェーンメールの内容は架空のものであり、転送しないことで不幸になったり、危害を加えられたりすることはない。
- ・ チェーンメールを受け取った人は迷惑し、また友人関係を損ねることもあるため、絶対に転送しない。内容によってはネットいじめにあたる。



【重大事態が発生した場合】



【学校におけるいじめへの対応】

